

工事名： 那覇ふ頭泊地（-9.0m）浚渫工事（R5）

質問内容	申請書及び様式等について
	<ol style="list-style-type: none">1. 先日公表されました質疑回答にて、土木一式工事の浚渫工事も含みますと回答がございましたが、メイン工種ではなく少量であっても、浚渫工としてコリンス登録・履行していれば良いと理解してよろしいでしょうか？2. 入札保証金の免除に該当する工事実績において、JVの構成員（30%）でもよろしいでしょうか？また、何件の記載が求められているのでしょうか？
質問内容	施工について
	<ol style="list-style-type: none">3. 本工事の浚渫箇所付近では沖縄防衛局発注の工事が施工中の上、海上保安庁の巡視船や民間の船舶の往来で退避の回数が多いことが想定されます。また、ディナークルーズ船や貨物船等が毎日停泊しているように見受けられますが、退避及び停泊箇所は確保されていると理解してよろしいでしょうか？4. 本工事の横断面を拝見しますと岸壁前面（鋼矢板前面）も浚渫範囲となっておりますが、グラブバケットでは安全性の面からかなり困難と思われる。岸壁前面に関しては別の施工方法で対応してもよろしいのでしょうか？5. 本工事の揚土箇所（仮岸壁）には台船の係留設備がございませんが、係留設備の設置に係る費用は変更協議可能でしょうか？6. 汚濁防止枠及び汚濁防止膜の組立箇所は有りますでしょうか？
※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。	



(回答) 申請書及び様式等について

1. そのとおりです。
2. 入札保証金の免除に係る工事実績について、JVの場合は請負金額に出資率を乗じた金額を実績額とします。様式の契約金額欄上段に請負金額、下段に実績額を記載して下さい。また、備考欄にはJV出資比率を記載して下さい。件数は2件以上です。

施工について

3. 退避及び停泊箇所については、契約後に協議します。
4. 岸壁前面の施工方法については、契約後に協議します。
5. 係留設備の設置費用については、契約後に協議します。
6. 汚濁防止枠及び汚濁防止膜の組立場所については、契約後に協議します。